

平成 20 年 2 月 1 日
19 豊総契発第 77 号
総務部長決定

改正 平成 20 年 7 月 1 日
平成 21 年 1 月 30 日
平成 21 年 8 月 18 日
平成 22 年 7 月 28 日

豊島区最低制限価格の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区が発注する工事又は製造その他についての請負契約（物品の調達を除く。以下「工事等その他請負契約」という。）を締結しようとする場合における最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において「最低制限価格の取扱い」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合に当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする取扱いをいう。

(対象)

第 3 条 最低制限価格を定める契約の対象は、工事等その他請負契約のうち予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が次の各号の契約に応じた金額の契約とする。ただし、豊島区低入札価格調査制度実施要綱（平成 20 年 2 月 1 日付 19 豊総契発第 79 号総務部長決裁）により低入札調査制度の対象とされた契約を除く。

- (1) 工事又は製造についての請負契約（以下「工事等請負契約」という。）にあっては予定価格 130 万円以上とする。
 - (2) コンピューターソフトウェアの構築、印刷・製本、測量、地質調査、清掃業務、建築等の設計管理業務等に関する業務請負契約（以下「その他請負契約」という。）にあっては予定価格 130 万円以上とする。
- 2 契約担当者（豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号）第 2 条第 2 項に規定する者をいう。）は、前項の最低制限価格を定める契約の対象とすることが不適切と認めるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格)

第 4 条 最低制限価格は、次の各号の契約に応じて算定して得た額とする。

- (1) 工事等請負契約にあっては、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき算出した

請負対象金額のうち、直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

(2) その他請負契約にあっては、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内において当該契約ごと契約担当者が決定した割合を乗じて得た額とする。

2 契約担当者は、工事等請負契約の性質上、前項第1号の規定により難しい場合にあっては、前項第1号の算定方法にかかわらず10分の9から10分の7の範囲内で契約担当者の定める割合を当該予定価格に乘じて得た額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、平成21年2月1日以後に行われる入札公告等を行う案件について適用し、平成21年2月1日以後に入札執行されるものについては、従前の規定により処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月28日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、平成21年8月28日以後に行われる入札公告等を行う案件について適用し、平成21年8月28日以後に入札執行されるものについては、従前の規定により処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、平成22年8月1日以後に行われる入札公告等を行う案件について適用し、平成22年8月1日以後に入札執行されるものについては、従前の規定により処理するものとする。